二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の計算において所有している議決権

(2)　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3)　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　自己の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）

(2)　自己の使用人

(3)　(1)及び(2)に掲げる者であつた者

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（総資産額）

第十九条の三　法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもつて組合の総資産額とする方法とする。

一　出資金の額

二　剰余金の額

三　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組合の成立の日。以下この条において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

四　最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

五　最終事業年度の末日後に吸収合併（法第四十五条の三第一項の規定による合併のうち、法第四十五条の六第一項の規定による合併以外の合併をいう。）をしたときは、当該行為により承継又は譲受けをした負債の額

2　前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第三十一条第五号に規定する譲渡をする組合が法第四十五条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により解散をする組合である場合における法第三十一条第五号イに規定する内閣府令で定める方法は、法第四十八条において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて組合の総資産額とする方法とする。

第二十三条第一項第二号ロ(2)中「組合を代表する理事以外の理事（組合員以外の理事を」を「組合の業務を執行した理事（(1)に掲げるものを」に改め、同号ロ(3)中「組合員」を「(1)及び(2)に掲げる理事」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十六条の見出し中「訴え」を「組合が責任を追及する訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改め、同条第二号中「役員」を「法第四十条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての第十六条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「役員に」を「前号の者に」に改める。

第四十三条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第六十七条第三項中「前項第三号」を「同項第三号」に改める。

第七十三条第一項第二号ロ(2)中「組合を代表する清算人以外の清算人（組合員でない清算人を」を「組合の業務を執行した清算人（(1)に掲げるものを」に改め、同号ロ(3)中「組合員でない」を「(1)及び(2)に掲げる清算人以外の」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第七十四条の見出し中「訴え」を「組合が責任を追及する訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改め、同条第二号中「清算人」を「法第四十八条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての第十六条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「清算人に」を「前号の者に」に改める。

（金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第九条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅協同組織金融機関（法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる事項

イ　法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続銀行における次に掲げる事項

イ　法第三十条の二本文の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第三十一条において準用する法第二十四条及び第二十六条（第二項第二号ロを除く。）の規定による手続の経過

第十条第二号及び第三号を次のように改める。

二　新設合併消滅銀行における次に掲げる事項

イ　法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過

三　新設合併消滅金融機関における次に掲げる事項

イ　法第三十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第三十七条及び第三十八条の規定による手続の経過

第十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅銀行における次に掲げる事項

イ　法第二十三条の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第二十四条から第二十六条までの規定による手続の経過